

## 滋賀県事業継続支援金(第2期)募集要項

### 【申請受付期間】

令和 3年 9月29日 (水) ～ 令和 3年 10月29日 (金)  
問合せ時間は9時から17時まで(土・日および祝日は除く。)

### 【申請書類の提出方法】

◆受付方法は、オンラインまたは郵送のみです。◆

申請書類を以下の宛先に郵送することで申請することができます。

なお、簡易書留で郵送ください。10月29日(金)の消印有効です。

※ 裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

普通郵便での郵送はご遠慮ください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参での受付はしておりませんので、  
ご注意ください。

※ 提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存ください。

※ 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。訂正済のものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。

※ 申請は、1法人または1個人事業主当たり、1回限り(第2期)とします。

※ ただし、滋賀県事業継続支援金(第1期)との併給は可

(宛先)

↓切り取ってお使いいただけます。

〒525 - 0025

滋賀県草津市西渋川1-1-3 リバティールハウス草津 4階

滋賀県事業継続支援事業事務局(第2期) 宛

<「滋賀県事業継続支援金」申請書類在中>

### 【問合せ先】

滋賀県事業継続支援金コールセンター

(電話) 0570-200-575

問合せ時間は9時から17時まで(土・日および祝日は除く。)

Email : shiga-keizokushien201@bsec.jp

## 第1 支援金の概要

### 1 目的

長引く新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた県内中小企業者等を対象として、事業継続のための支援を行う。

### 2 補助額

中小企業者等：一律 20 万円
個人事業主：一律 10 万円
※ 1 事業者あたり一回の申請とする。

※ おひとりの個人事業主が複数事業を営んでいる場合も、申請は1回となります。

## 第2 申請要件

### 1 支給対象事業者

下記のアからウのいずれかの要件に当てはまる方

ア 国の「月次支援金」を2021年の7月または8月のいずれかの月で受給した方

イ 2021年7月または8月のいずれかの月の売上が2020年または2019年の同月に比べて50%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する中小企業者等および個人事業主。

ウ 2021年7月と8月の売上の合計が2020年または2019年の7月と8月の売上の合計と比べて30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する中小企業者等および個人事業主。

\*なお、中小企業者等については、別表1の(a)または(b)のいずれかを満たすこと。

### 2 給付要件

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により2021年の7月から8月のうちいずれかの月の売上が2020年または2019年の同月比で50%以上減少している、もしくは2021年7月と8月の売上の合計が2020年または2019年の7月と8月の売上の合計と比べて30%以上減少していること。

(2) 本支援金の給付を受けた後にも事業の継続および立て直しをする意思があり、事業の継続および立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと。

(3) 県税およびこれに付随する延滞金等に滞納がなく、納付状況について県税事務所に問い合わせることについて同意すること。また、滞納がある場合、本支援金の申請が拒否されても異議を申し立てないこと。

(4) 給付申請兼請求書および添付書類に記載した内容に偽りがなく、また本支援金の申請にあつ

て提出する書類の写しはすべて原本と相違がないこと。

- (5) 給付申請兼請求書の記載事項および関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合または記載事項が虚偽であった場合は、支援金を一括返還すること。
- (6) 本支援金の交付にあたり滋賀県事業継続支援事業事務局（長）が必要と認める書類の提出を求められた場合には速やかに提出すること。
- (7) 本支援金について、県内各市町において上乘せ等をする場合には、本支援金に関する給付決定状況および申請情報を、各市町に提供することについて同意すること。
- (8) 滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号）第 4 条第 2 項各号に該当しないこと。

### 第 3 申請手続き等

#### 1 本支援金の申請受付期間および申請受付方法

##### (1) 申請受付期間

令和 3 年 9 月 29 日（水） ～ 令和 3 年 10 月 29 日（金）まで

##### (2) 申請受付方法

申請方法はオンライン申請と郵送申請を受け付けます。

###### ・オンライン申請

オンライン申請については下記のサイトで申請可能です。

オンライン申請サイト（URL）<https://shiga-keizokushien.com/2nd/>

###### ・郵送申請

郵送申請については、提出書類を次の宛先に郵送することで申請することができます。

なお、必ず「簡易書留」で郵送ください。10月29日（金）の消印有効です。

（宛先）〒525 - 0025

滋賀県草津市西渋川 1 - 1 - 3 リバティーハウス草津 4階

滋賀県事業継続支援事業事務局(第2期) 宛

※ 表面には「滋賀県事業継続支援金」申請書類在中

裏面には「差出人の住所」および「氏名」を必ずご記載ください。

## 2 提出書類

<月次支援金を受給している事業者>

事項種別	取得事項	添付書類
申請様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業者名（法人名または個人事業主名）</li> <li>・申請事業者所在地</li> <li>・代表者情報（役職・氏名）</li> <li>・担当者氏名</li> <li>・連絡先（電話番号・メールアドレス）</li> <li>・法人番号</li> <li>・屋号（個人事業主の場合）</li> <li>・業種</li> <li>・支援金給付申請額</li> <li>・振込先口座情報</li> <li>・誓約事項</li> <li>・役員情報（法人の場合）</li> <li>・資本金</li> <li>・従業員数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・国から「月次支援金」が給付されたことを示すもの。（通知書等）</li> <li>・役員名簿</li> <li>・振込口座の写し</li> <li>・事業継続支援金(第1期)の給付決定通知の写し</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

<月次支援金を受給していない事業者>

事項種別	取得事項	添付書類
申請様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業者名（法人名または個人事業主名）</li> <li>・申請事業者所在地</li> <li>・代表者情報（役職・氏名）</li> <li>・役員情報</li> <li>・資本金</li> <li>・従業員数</li> <li>・担当者氏名</li> <li>・連絡先（電話番号・メールアドレス）</li> <li>・法人番号</li> <li>・屋号（個人事業主）</li> <li>・業種</li> <li>・支援金給付申請額</li> <li>・振込先口座情報</li> <li>・誓約事項</li> <li>・売上50%（合計の場合30%）以上減であることを確認するための比較月および対象月ならびにそれぞれの売上額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業活動を証する書類（定款または履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は確定申告書、開業届等））</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・確定申告書別表一</li> <li>・売上帳簿</li> <li>・新規開業事業者特例計算書（新規開業の場合）</li> <li>・事業継続支援金(第1期)の給付決定通知の写し</li> <li>・国民健康保険証の写し、業務委託契約等収入があることを示す書類（主たる収入を雑所得または給与所得で確定申告した事業者の場合）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

※上記以外に、その他の書類の提出を求める場合があります。

### 3 本支援金に関する問合せ先

本支援金の申請等に関する疑問や手続に対応するため、次の相談窓口を開設しています。  
また、よくあるお問い合わせをQ&Aとしてまとめておりますので是非ご参照ください。

- ・滋賀県事業継続支援金コールセンター

(電話) 0570-200-575

問合せ時間は9時から17時まで(土・日および祝日は除く。)

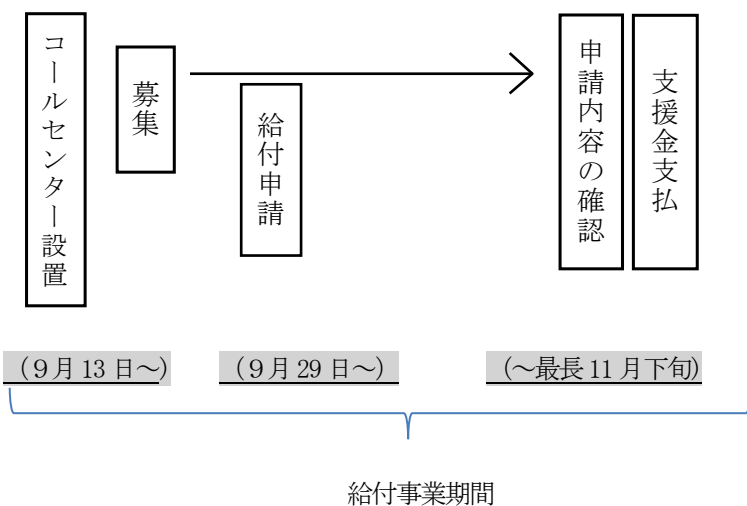
Email : shiga-keizokushien201@bsec.jp

- ・滋賀県事業継続支援金Q&A (URL) [https://shiga-keizokushien.com/2nd/assets/file/2nd\\_faq.pdf](https://shiga-keizokushien.com/2nd/assets/file/2nd_faq.pdf)

## 第4 給付期間

支援金の給付期間は、令和3年10月下旬から令和3年11月下旬を予定しています。

○スケジュール (予定)



(別表1)

参考：中小企業者等について

<p>(a) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者等 ただし、次のいずれかに該当する者は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</li> <li>・ 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</li> <li>・ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</li> </ul> <p>(b) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等県内において事業を行う者で、下表「中小企業者の要件」に準じ、各要件を満たす者</p> <p>※ 暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は給付対象事業者に該当しない。</p>
--

参考：中小企業者の要件

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※1 資本金は、資本の額または出資の総額をいう。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれない。

※3 資本金および従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。

<支給対象外について>

以下に該当する事業者については、本事業の支給対象外となります。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条第2項各号に該当する事業者</li> <li>・ 県税およびこれに付随する延滞金等を滞納している事業者</li> <li>・ 事業収入が寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益によって得られた収入のみの事業者</li> <li>・ 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者で被雇用者または被扶養者の方</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
--

# 事業者の皆様へのお願い

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた

### 「もしサポ滋賀」の活用について

滋賀県では、感染拡大防止対策として、LINE 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」を用いた、イベント参加者等の記録および情報配信のシステム「もしサポ滋賀」を導入し、令和2年6月10日から利用申請受付を開始しております。

このシステムは、施設やイベントごとに個別のQRコードを発行し、施設を訪れた方やイベントの参加者が、スマートフォンを使ってQRコードを読みとることで、「誰が」「いつ」「どこ（場所）」を利用したかをシステムに記録するという仕組みです。

本システムの活用により、陽性患者の行動履歴により判明した施設等の不特定多数の利用者に対し速やかに情報を提供し、濃厚接触者の情報を収集することで、クラスターの拡大防止を図ることを目的としています。

つきましては、各事業者（施設管理者、イベント主催者）において本システムの導入を検討いただきますようお願いいたします。

なお、QRコードの発行方法や利用方法等は、県のホームページに詳しくご説明しておりますので、ご参照ください。合わせて利用チラシイメージを別添いたしますので、ご活用ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/312529.html>

今後とも、感染拡大防止対策にご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

もしサポ滋賀チラシ	宣言書 1	宣言書 2
